

東京三弁護士会医療ADR申立チェックリスト

【申立書等／必須提出】

- 申立書 … 5部
- 相手方の履歴事項全部証明書（原本）… 1部

※申立人が法人の場合は、申立人の履歴事項全部証明書（原本）も1部必要です

▶ あっせん人3名体制をご希望される場合

- あっせん人体制希望調査票

▶ 本人以外を手続きに参加させる場合

> 弁護士を手続きに参加させる

- 委任状（原本1通）

> 親族を手続きに参加させる

- 委任状（原本1通）
- 住民票（原本1通）

→ 続柄が記載されたものをご提出ください（マイナンバーの記載は不要）

> 会社の従業員を手続きに参加させる

- 委任状（原本1通）
- 従業員証またはこれに準じる書面（原本1通）

▶ 仲裁を申し立てる場合

- 仲裁合意書

【証拠資料／任意提出】★いずれも5部ずつ作成ください

次のような書類の写しを提出していただくと、審理がスムーズになります。

- カルテ
- 写真
- 電子メール、FAX、手紙、内容証明郵便などのやりとり